

平成 20 年 2 月吉日

会 員 各 位

シティックスカード株式会社

重要なお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より弊社カードをご愛顧賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社では、昨年 12 月 19 日に改正貸金業法一部施行に伴い、下記の通りご案内いたします。

今後ともご利用ご愛顧の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

◆キャッシングサービスご利用明細書(マンスリーステートメント)の送付について

キャッシングサービスをご利用の場合、貸金業法第 17 条第 1 項に規定された書面交付に代えて、貸金業法第 17 条第 6 項に規定された一定期間における貸付及び弁済その他の取引状況を記載した書面として、『キャッシングサービスご利用明細書』をお送りする準備をすすめております。これに伴いキャッシングご利用の際の書面については、ご利用日・ご利用金額・ご返済方法等を記載した簡素な書面にさせていただきます。

尚、『キャッシングサービスご利用明細書』の送付に同意いただけない場合は、1ヶ月以内に弊社までご連絡ください。

◎ 送付時期 : 2008 年 4 月以降、月に一度

◎ 送付内容 : 請求書裏面にて一定期間(前月 1 日～前月末日の 1ヶ月分)
のご利用明細

◆会員規約の追加

第 27 条 (カードキャッシングにおける書面の同意)

会員は、カードキャッシングを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の書面交付に代えて、一定期間における貸付及び返済その他の取引状況を記載した書面を当社所定の方法により交付すること、貸付の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ同意するものとします。

※上記会員規約追加に伴い、既存会員規約第 27 条が第 28 条へ第 28 条が第 29 条となります。

※シティックス・JCB、DCマスター、DCVISAカードの場合上記 27 条となります。またカードにより対象の条項が異なる場合がございます。

以上

【お問合せ先】

シティックスカード株式会社

TEL 092-761-1666 (平日 9:30~18:00)

登録番号 福岡財務支局長 (7) 第00083 号